

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年第1回定例会（第5日）

足立区議会会議録

速報版  
(第5号)

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時00分開会

○ただ太郎議長 これより本日の会議を開きます。

事務局長より諸般の報告をいたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 これより日程に入ります。

日程第1から第5までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

- 第5号議案 令和7年度足立区一般会計予算
- 第6号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計予算
- 第7号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計予算
- 第8号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計予算
- 第53号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算(第1号)

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより、予算特別委員会の審査経過並びに結果について委員長より報告があります。

25番長沢興祐議員。

[長沢興祐議員登壇]

○長沢興祐議員 ただいま議題となりました第5号議案 令和7年度足立区一般会計予算、第6号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計予算、第7号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計予算、第8号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計予算、第53号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算(第1号)、以上5議案について、予算特別委員会を代表いたしまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る2月25日の本会議にお

いて設置され、延べ6日間にわたって審査を重ねてまいりました。

審査に先立ち、正副委員長の互選が行われ、私が委員長に、いいくら昭二委員、はたの昭彦委員が副委員長に選任をされました。副委員長をはじめ委員各位の多大なる御協力により、本定例会の重要案件である令和7年度4会計予算及び同時補正予算の審査が無事に終了し、ここに御報告できますことを心から感謝申し上げます。

令和7年度予算は、「選ばれるには“ワケ”がある 新・足立区基本計画スタート」と名付け、自然災害や物価高騰の長期化等、区民生活を取り巻く状況が厳しさを増す中においても、区政に立ちはだかる喫緊の課題に正面から向き合いつつ、区政100周年に向けて、区の魅力を高め、区民一人一人の思いがかなうまちの実現のものとしております。

予算規模で申し上げますと、一般会計予算は前年度比172億円、5.2%増の3,473億円となりました。

国民健康保険特別会計は697億円、介護保険特別会計は717億円、後期高齢者医療特別会計は193億円となり、これら4会計の合計は5,080億円余となっております。

本特別委員会は、以上の点を踏まえて、補正予算を含めた一般会計予算並びに3特別会計予算の審査に入りました。

また、3月8日付で、第5号議案に対し修正案が提出されたため、これについても審査を進めていくことといたしました。

次に、質疑について申し上げます。

今回の委員会においては、今後の行財政運営、基金、物価高騰対策、地域交通対策、エリアデザイン、防災対策、防犯対策、区内事業者支援、高齢者支援、介護施策、健康施策、給付型奨学金、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

不登校支援、子育て支援、千住宿開宿400年記念事業、行政の透明性などが論点となり、各委員からそれぞれの立場で区政全般について幅広く質疑が行われました。

引き続き、6日目には、各会派からの討論が行われ、足立区議会自由民主党を代表して、岡田将和委員から、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

令和7年度予算案は、「選ばれるには“ワケ”がある 新・足立区基本計画スタート」と名付け、区制100周年に向けて、区の魅力を高め、区民一人一人の思いがかなうまちの実現を目指した予算編成となった。妊娠期から若者まで切れ目のない支援、災害対策、総合交通対策、千住宿開宿400周年記念事業として、今昔の千住の魅力を区内外にアピールするなど、特色ある予算案となっている。物価高騰の長期化、中小企業の人手不足等、区民生活を取り巻く状況が厳しさを増している。持続可能な未来を見据え、現状と課題を踏まえた効果的な政策を推進し、多様なステークホルダーとともに、区の魅力や個性を高めることが、課題を乗り越えていくために不可欠である。なお、本予算特別委員会において、我が党が指摘した小・中学生教育費に対する保護者負担軽減補助金、スクールゾーンの見直し、劇団四季鑑賞事業継続を含むこどもまんなか社会の実現、Pay Pay商品券事業の実施期間の検討、環境配慮型プラテラスの整備、地域と連携した千住宿400周年記念事業の推進、観光課設置、地域の稼ぐ力を底上げする足立区観光交流協会事業、自衛官の募集・啓発、多世代から愛される六町のまちづくり、公園を生かし、魅力あふれる綾瀬・北綾瀬のまちづくり、区民のための地下鉄8号線の整備促進、東

京女子医大への土地貸与の有償化の検討、誘致目的の達成度を語るモニタリング会議の定期開催、区民の不安感を払拭するための区による丁寧な説明など、様々な提案及び要望事項については、本予算の執行と今後の区政運営に確実に反映するよう強く要望する。

最後に、共産党から提出された修正案は、長期的、安定した区政運営を見据えたものではなく、賛成できるものではないことを申し上げて討論とする。

以上が、足立区議会自由民主党の討論要旨であります。

次に、足立区議会公明党を代表して、小泉ひろし委員から、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

食品価格、エネルギー、原材料価格の高騰は、区民の生活に一層の厳しさをもたらしている。そのような中、足立区は、令和7年度新たな基本計画がスタートし、住んでみたい、訪れてみたいまちとして、キャッチコピー、ワケあり区足立区を打ち出し、令和7年度予算のタイトルを「選ばれるには“ワケ”がある」とした。予算編成には、地震、水害などの大規模災害対策、物価高騰、人手不足等から区民や中小企業を守る対策、こどもまんなか社会の実現に向けて、切れ目のない若年者支援等を中心に据えている。予算案には、我が党が要望してきた帯状疱疹ワクチン定期接種補助、防犯対策物品購入費用助成の拡充、小規模事業者等経営改善補助金、農業生産者組織等育成事業費補助金の拡充、障がい者福祉手当の増額、生ごみ処理機コンポスト化容器購入費補助の拡充、外国語指導助手ALTの派遣増などが盛り込まれている。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なお、共産党提出の修正案については、中長期的に区政運営を考慮した一貫性のある案とは言えず、到底賛成できるものではない。

最後に、今回の予算特別委員会で、我が党委員から指摘し、要望した防犯まちづくりの推進、災害医療計画の立て直し、高齢者見守り施策の充実、孤立を防ぐ地域の形成、日暮里・舎人ライナー及びつくばエクスプレスの混雑解消対策、ごみ減量と食品ロス削減、太陽光発電設置助成、暑熱対策、ICTの活用教育推進、小・中学校における教材費、修学旅行、制服などの保護者負担の軽減、アピランス支援、地下鉄サリン事件風化防止啓発の推進、千住宿開宿400周年記念事業などの様々な提案を真摯に受け止め、予算の執行と区政運営に反映されることを強く要望する。

以上が、足立区議会公明党の討論要旨であります。

次に、日本共産党足立区議団を代表して、西の原ゆま委員から、第5号議案の原案に反対、第6号議案から第8号議案及び第53号議案の4議案並びに第5号議案に対する修正案に賛成の立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

新年度予算は、障がい福祉手当の金額増額、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助額の大幅増など、我が党も求めてきたものがあり、歓迎するものである。しかし、1,800億円台で推移する全国でトップクラスの基金はため込み過ぎと言わざるを得ない。区民の暮らしに見合った積極的な活用こそ必要である。物価高騰で苦しむ多くの区民生活に正面から向き合った予算とは言えない。エネルギー等の高騰価格の支援は、幅広い事業者を対象にするどころか、車の運転をしなないと成り立たない業種への支援すら全く見向きもしない。これでは、区内事業者は報われない。人類の生存が脅かされる気候危機に対し、環境フェアを廃止

し、復活を拒否し、環境プラザは、区と比べて大変見劣りのあるものになってしまった。防災備蓄倉庫がある限られたマンションだけを造り、他のマンションや一戸建て住宅の備蓄への具体的な支援は切り捨てる冷たい姿勢である。121校全てで避難所での炊き出しを拒否する姿勢は、とても現実離れしているとしか言いようがない。本気で物価高騰に向き合い、気候危機からの環境、災害を更に姿勢を改めることを強く求める。修学旅行、移動教室や副教材費の無償化、奨学金の返済支援対象を広げることなどは、区が実施を表明しており、我が党の予算修正案の提案が道理にかなった区民要望に応えたものであることを証明するものである。

国民健康保険特別会計は、今回初めて値下げであり賛成するが、子どもの均等割の課題もあり、更なる区の奮闘を期待する。

介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計は、大幅な値上げがないため賛成するが、高過ぎる保険料により高齢者などの負担が増大しており、今後とも、区の奮闘を強く求める。何よりも区民の命と暮らしを守る施策を最優先することを強く求める。

以上が、日本共産党足立区議団の討論要旨であります。

次に、是々非々の会を代表して、へんみ圭二委員から、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案に全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

令和7年度予算には、高校生応援支援金の事業見直し、防災士資格助成の要件緩和、私立幼稚園預かり保育の助成額拡充など、会派として要望してきた施策も盛り込まれており、一定の評価をする。足立の花火が5月開催となるが、まなびピア

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を活用した有料席を増やすなど、更なる自主財源の確保を求める。レシートd e 商品券事業については、非効率で不正行為を防ぎ切れない不完全な事業であり、血税を使っているという意識を強く持って事業展開すべきと指摘する。女子医大の補助金審査会の議事録について、約束していた議事録の公開を忘れていたことは言語道断である。ようやく公開された議事録は、不明瞭である上、音声データは消去していて、再検証できないなど、1 法人に対して8 5 億円もの補助金を投入することの重大性を認識していない区の姿勢は明らかである。議事録や審査会の在り方について見直しを求める。

地下鉄サリン条例は、丁寧な説明もなく提案され、また、今定例会では、議案の撤回もあった。条例は軽々しく提案するものではなく、軽々しく撤回するものでもない。猛省を求める。

共産党提案の修正案は、区独自の学力テストの中止や生きがい奨励金の復活などについて見解が異なるため、賛成できない。

本委員会では、おはやしへの支援、保護猫譲渡会の拡充、綾瀬駅東口のビル風対策、バス停屋根のミスト化、高架下の屋根の設置と柵の撤去など、綾瀬駅西口のウォークアブルなまちづくり、投票済書の発行や期日前投票所の設置、主権者教育の推進などを提案した。筋道や道理を間違ふことのない区政運営を望み、討論とする。

以上が、是々非々の会の討論要旨であります。

次に、都民ファースト無所属の会を代表して、川村みこと委員から、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

区は、令和7年度予算のタイトルを「選ばれるには“ワケ”がある」とした。子育て、福祉、防

犯、防災、経済、環境など幅広く網羅されており、区民には選んでよかった、区外の方にも、これから足立区を選んでいただける予算編成となっており、評価をする。

一方で、日本共産党足立区議団から提出された修正案については、長期で安定的な区政運営を見据えたものとは言えず、賛成できるものではない。

なお、本委員会では質疑をした歳入増加に向けた取組、行政サービスの向上、プレーパークの推進、不登校支援、こども家庭センターの早期設置、子育て仲間づくりの補助金の拡充、子どもと本のつながりの更なる強化などの子育て環境の充実、学校選択のオンライン化、学童保育、保育園の申込みの利便性向上、子育てサロンの利便性向上など、保護者負担の軽減、ゼロ歳児定員見合いの補助期間延長、保育士の職場環境の改善、福利厚生の実、部活動の外部委託及び地域移行などの労働環境の改善、マンション耐震化促進や防災訓練の更なる充実、無電柱化、災害時協定の拡大などによる防災力向上、公園の塗装の見直しによる更なる治安向上、足立の花火や光の祭典、二十歳の集いなど、各イベントの更なる充実、そして、空き家対策、終活支援、日暮里・舎人ライナーの混雑対策、綾瀬・北綾瀬エリアの更なる活性化など、区政運営に反映するよう要望する。

最後に、より多くの方に選んでいただける、選んでよかったと思っていただける足立区を目指し、今後も区民のために粉骨砕身活動してまいりますことをお誓い申し上げます。

以上が、都民ファースト無所属の会の討論要旨であります。

次に、足立区議会議会改革を全力で推し進める会を代表して、長谷川たかこ委員から、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

立場から討論がありました。その要旨を申し上げます。

令和7年度施策は、子育て、若者支援、災害対策を中心にした施策を基軸にし、妊娠期から若者まで切れ目のない支援の強化と医療、介護、健康の拠点でもあるすこやかプラザあだちの開設やマンションに対する備蓄品購入費用助成等の災害への備えに対する施策なども含めた予算編成となった。

子育て家庭訪問事業の拡充策として、訪問した際に、全世帯に向けたアンケートを同時に行い、保護者のニーズに合わせた取組を駆け足で進めていくことを要望する。

すこやかプラザあだちについて、がん患者、がん体験者、その御家族が、住み慣れた地域で質の高い生活を送ることができるよう、緩和ケアセンターの設置を要望する。

東京女子医科大学附属足立医療センターに、区としてタクシープール解禁の申入れをするよう求める。

不登校の児童・生徒を対象とした家庭教師派遣についても、適切な事業が運用されるよう要望する。

また、本委員会では、長期休日における休日応急医療体制、がん患者、がん体験者、家族支援の構築、幼児期における早期の気付き、発達障がい支援、ペアレント・メンターの新規事業に向けた取組、東京女子医科大学附属足立医療センターにおける待合タクシーの是正、不登校支援の拡充、発達障がい特性のある子どもに対する通級学級支援事業の拡充、学校現場の緊急医療体制の見直し、共同親権の支援制度の構築、ユニバーサルデザインの教育、中学校のスポーツ・文化芸術活動の地域移行、カスタマーハラスメント対策などを提案した。議論の内容を十分に念頭に置き、執行され

ることを強く要望し、討論とする。

以上が、足立区議会議会改革を全力で進める会の討論要旨であります。

市川おさと委員からは、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場との意見表明がありました。

野沢てつや委員からは、第5号議案から第8号議案及び第53号議案の5議案の原案全てに賛成、第5号議案に対する修正案に反対の立場との意見表明がありました。

各党派からの討論終結後、5議案並びに修正案をそれぞれ採決に付しました。

その結果、第5号議案 令和7年度足立区一般会計予算は、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計予算、第7号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計予算、第8号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計予算、第53号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算（第1号）の4議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、第5号議案に対する修正案については、挙手少数により否決されました。

以上で、本特別委員会における審査経過並びに結果についての委員長報告を終わりますが、議員各位におかれましては、本特別委員会の決定に御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、審査報告を終わります。

○ただ太郎議長 委員長の報告が終了いたしました。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

この採決は2回に分けて行います。

最初に、第5号議案について採決いたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

第5号議案 令和7年度足立区一般会計予算について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案から第8号議案並びに第53号議案の4議案について採決いたします。

第6号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計予算、第7号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計予算、第8号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計予算、第53号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算（第1号）について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第6から第12までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第9号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第11号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例

第13号議案 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 足立区基本計画審議会条例を廃止する条例

第39号議案 足立区の一般職の任期付職員の採

用に関する条例の一部を改正する条例

第40号議案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第41号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第13から第15までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第15号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例

第16号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例

第18号議案 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

- ただ太郎議長 次に、日程第16を議題といたします。

〔大谷博信事務局長朗読〕

第17号議案 足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例

- ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

加地まさなお議員並びに市川おさと議員からそれぞれ発言の通告がありますので、これを許します。

最初に、2番加地まさなお議員。

〔加地まさなお議員登壇〕

- 加地まさなお議員 参政党の加地まさなおです。

私は、是々非々の会（維新・参政・無所属）を代表して、第17号議案 足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例案に、反対の立場から討論をいたします。

今回の議案は、足立区男女共同参画推進委員会から、条例改正の必要性について提言があり、性の多様性に関する規定の追加及び男女共同参画について時代に即した見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

改正案の附則にもあるように、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等、男女平等は十分に達成されているとは言えないというのが、改正に至った問題意識であり、

男女共同参画社会推進条例の当初の目的や趣旨は、それらを解決すべきものだったと認識しています。

しかしながら、改正案の中には、男女を性別等にかかわらずや全ての人に置き換え、性的指向やジェンダーアイデンティティーの定義付けを行っています。つまり、性の多様性に関する規定を新たに盛り込んだわけですが、これらは、附則に掲げた問題意識とは全く異なる論点であり、条例を制定した当初の目的や趣旨を埋没させるものではないかと危惧しています。

日本は、先進国の中でも男女格差が大きい国の一つとされており、このジェンダーギャップを埋めることが、当初条例が制定された背景だったはずですが、男女共同参画の目指すべきものは、性別による不当な扱いをなくし、男女がそれぞれの特性を生かしながら活躍できる社会を目指すことです。これは、単に性差をなくせばよいというものではなく、むしろ男女それぞれの特性を尊重しながら、公平な機会を担保することが本来の趣旨であり、その先に初めてワーク・ライフ・バランスや女性の社会的地位向上が実現するものと考えます。

これらを踏まえ、渋谷区では、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例に改正し、渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例も同時に制定しています。男女平等と性的少数者の人権尊重だけではなく、性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人の人権を尊重すべく、丁寧に条例制定を行っています。

したがって、性の多様性を否定するものではない一切ありませんが、今回の改正案では、それらに関する規定を加えることが、当初の目的趣旨から逸脱しているのではないかと加えるのであれば、条例名が男女共同参画社会推進のままとい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うことに違和感があるという点から、本議案には反対をさせていただき、区の基本構想を踏まえた丁寧な議論を求め、討論といたします。

○ただ太郎議長 次に、1番市川おさと議員。

[市川おさと議員登壇]

○市川おさと議員 無所属の市川です。

第17号議案、足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行う。

本条例案は、男女共同参画推進委員会での提言を受け、区としてパートナーシップ制度を実施したり、LGBT相談事業を実施するなどの施策展開をしている現状に合わせて、条例の見直しを行おうとするものだ。

現行の条例は、男女ということ限定している。一方、この条例改正案では、性的指向及びジェンダーアイデンティティーという全く新しい対象を入れ込んだ形になっている。重大な改正案である。ところが、条例改正案の前文には、性的指向やジェンダーアイデンティティーのことは一応言葉としては入っているけれども、なぜ今回ここに入れたのかが書かれていない。通常、法令の前文は、日本国憲法もそうであるように、立法事実や沿革、現状認識を期して決意を述べるものだ。ところが、本条例案の前文には、なぜ性的指向やジェンダーアイデンティティーを条例に書き込むのかが、記されていない。

一方、男女共同参画については、前文にこうはっきりと書いてある。しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行と男女平等は十分に達成されているとは言えないと、はっきり書かれている。だからこそ、この条例が必要だということが、非常に腑に落ちる形で書かれている。

区民委員会における私の質問に対しては、区は、

パートナーシップ制度や既に施策を展開しているというところで、理解増進の部分のところに関して、今後も個別の事業を深めていくとの答弁だった。個別の事業を深めていくということは、私も大賛成だ。しかし、議会が一番関与できる条例作成という場面で、性的指向やジェンダーアイデンティティーの問題を男女共同参画社会推進条例の中に入れるという大きな変更を役所の部署で既に一緒にやっているからいいんだという程度の話になってしまっているのは、あまりにも残念だ。

国連には、様々な人権関係の権利条約がある。世界人権宣言が全ての大本になっている。世界人権宣言は、この宣言の後に国際連合で結ばれた人権規約の基礎となっている。この宣言は、正に全ての人が対象の人権保障だ。ところが、話はそこで終わらない。全ての人が対象で、人権をちゃんと保障しますよと宣言がされたにもかかわらず、その後、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約、拷問禁止条約や子どもの権利、移住労働者権利条約という個別の権利条約ができていく。障がい者権利条約もある。全ての人が対象の人権宣言があるにもかかわらず、その後、なぜ個別の人権条約ができていくかというと、女性なり子どもなり障がい者なり、そういう人たちというのが、特に人権を侵害されやすいからだ。だからこそ、国際社会、日本も含めて、個別のそうした差別撤廃条約を結んできた。その流れの中に足立区の男女共同参画社会条例も位置づけられる。その条例に新たに性的指向及びジェンダーアイデンティティーを新たに入れ込むのは、大きな変更であり、執行機関においては、十分な説得力を持たせるべきであったのに、それが十分でなかった。

男女共同参画社会の実現は、まだまだ道半ばだ。そうした中、条例改正案では、男女という文言を消して、全ての人と言い換える部分もある。これ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は人権保障の後退ではないか。更に、本条例案では、性別という言葉と性別等という言葉とか混ぜこぜに使われている。性別等とは、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティーのことだと記されている。私は、区民委員会で、恣意的に使い分けていると指摘した。執行機関の答弁では、今回条例改正においては、性別等、要は男女ということではなく、全ての人がということでの考え方がベースになっているとのことだ。しかしこれはとてもおかしい。さきに述べたように、人権保障の歴史は、まず包括的保障から個別的な保障へという大きな流れがある。足立区の施策も、その流れの中に位置づけられるべきだ。今回の条例改正案は、人類の人権保障の流れに逆行するものだ。男女ということではなく、全ての人がということでの考え方がベースになっているということならば、人権保障関係の条例は、一つだけあれば足りるということになってしまう。

この条例改正案が、足立区男女共同参画社会推進条例のままなのは、あまりにも象徴的だ。内容が大きく変更され、性別等という新しい概念を大きく入れ込んでいるにもかかわらず、肝腎要の条例の名称が男女等などではなく、男女のままになっていることは、男女共同社会推進のためにも、性的少数者の人権保障のためにも禍根を残すものだ。

私は、性的指向及びジェンダーアイデンティティーに応じた個別の施策を深めていくことには賛成の立場だ。ただし、本条例案については、木に竹を接ぐような内容になってしまっている。

以上述べた理由によって反対をするものであります。

以上です。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第17を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第19号議案 足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

29番はたの昭彦議員。

[はたの昭彦議員登壇]

○はたの昭彦議員 ただいま議題となりました第19号議案 足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例について、日本共産党足立区議団を代表して、反対の立場を表明し、討論を行います。

本議案は、建物の老朽化、利用率の低下を理由に、西綾瀬ボランティアセンターを廃止するための条例です。

確かに、建物は築57年経過、老朽化しており、解体はやむを得ない面もありますが、だからといって、ボランティアセンター廃止の理由にはなりません。

また、利用率の低下の理由に立地の悪さを挙げていますが、この場所に設置したのは足立区自身

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

であり、それなら立地のよい場所に移せばよい話です。

老朽化で使い勝手の悪い部分には手を入れず、利用率を上げる努力もせず、利用率低下を理由に挙げるなどもってのほかです。

更に、足立区ボランティア施設条例第1条には、設置の理由をボランティアの育成及び活動の場として、施設を提供することにより、ボランティア活動による地域福祉の推進を図るため、施設を設置するとあります。区内2か所ある施設が1か所になれば、福祉の後退につながるのが当然ではないでしょうか。

新たに策定した足立区基本計画は、やりたいことがかなうまちをテーマに策定されましたが、西綾瀬ボランティアセンターの廃止は、この方向にも逆行するものです。

最後に、議案を審査した厚生委員会では、他の委員からも、ボランティアを醸成し、またやりたいことがかなう趣旨からも、既存のところでサテライト的な機能で代替えできなかったのか、場所の確保を同時に考えなければならないとの発言がありました。

議会として力を合わせて、ボランティア活動のやりたいがかなう環境づくりを進める立場に立たれることを強く願い、討論といたします。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第18、第19を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第20号議案 足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

第21号議案 債権の放棄について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第20から第31までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第22号議案 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

第23号議案 足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

第24号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例

第25号議案 足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例

第26号議案 足立区河川流水占用料等徴収条例

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の一部を改正する条例

第27号議案 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

第28号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

第29号議案 特別区道路線の認定について

第30号議案 区域外道路の認定の承諾について

第31号議案 足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更について

第51号議案 足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第52号議案 足立区景観条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第32を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第50号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審

査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第33から第37までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第32号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第33号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第35号議案 訴えの提起について

第36号議案 火災に関する和解について

第37号議案 足立区立保育所の指定管理者の指定について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

○ただ太郎議長 次に、日程第38を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第34号議案 足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時59分再開

○ただ太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長より諸般の報告をいたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 この際、日程の追加についてお諮りいたします。

休憩中、配付いたしました第54号議案 災害用備蓄包括管理事業について、第55号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例、第56号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算(第2号)、第57号議案 足立特別区税条例の一部を改正する条例についてを本日の日程に追加し、

追加日程第1から第4とし、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

追加日程第1から第4までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第54号議案 災害用備蓄包括管理事業について

第55号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

第56号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算(第2号)

第57号議案 足立特別区税条例の一部を改正する条例について

○ただ太郎議長 本案について執行機関の説明を求めます。

○長谷川勝美副区長 第54号議案につきましては、議案に不備があり、さきに撤回をさせていただき大変申し訳ありませんでした。不備を修正し、再度提出をさせていただくものであります。

改めまして、ただいま議題となりました4議案につきまして一括して御説明申し上げます。

第54号議案は、足立区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提出いたしましたものであります。

第55号議案は、国民健康保険法施行例の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要がありますので、提出いたしましたものであります。

第56号議案は、令和7年度足立区一般会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億8,934万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,494億4,237万7,000

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

円とするものであります。

今回の補正の内容といたしましては、歳入につきましては繰入金を増額いたしましたものであります。歳出につきましては、小・中学校運営管理事業、小・中学校児童・生徒保護者負担軽減事業、持続可能なコミュニティバスはるかぜ路線維持事業、多様な交通推進事業を増額いたしましたものであります。

第57号議案は、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴うもののほか、規定を整備する必要がありますので、提出いたしましたものであります。

よろしく願いいたします。

○ただ太郎議長 本案について発言の通告がありませんので、第54号議案並びに第56号議案については所管の総務委員会に付託し、第55号議案並びに第57号議案については、所管の区民委員会に付託いたします。

この際、審議の都合により暫時休憩いたします。

なお、総務委員会委員並びに区民委員会委員に申し上げます。

休憩中、ただいま付託いたしました議案について審査されますようお願いいたします。

詳細については、事務局長より申し上げます。

○大谷博信区議会事務局長 総務委員会委員の方は第3委員会室に御参集願います。

なお、区民委員会委員の方は各会派控室でお待ち願います。

午後2時03分休憩

午後3時44分再開

○ただ太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、総務委員会並びに区民委員会が開会され、先ほど付託いたしました第54号議案から第57号議案までが審査され、お手元に配付のとおり委員会の審査報告書の提出がありました。

発言の通告がありませんので、これより採決い

たします。

この採決は2回に分けて行います。

最初に、議案第54号議案並びに第56議案の2議案について採決いたします。

本案について委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案並びに第57号議案の2議案について採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第39を議題といたします。

〔大谷博信事務局長朗読〕

議員提出第1号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

30番ぬかが和子議員。

〔ぬかが和子議員登壇〕

○ぬかが和子議員 ただいま議題となりました議員

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

提出第1号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例案について、日本共産党足立区議団を代表し、委員会での否決という結果に反対をし、可決を求める立場から討論を行います。

本議案は、奨学金の返済支援助成を卒業後の社会人にも適用するためのものです。実際に大学を卒業した途端に数百万円の借金を負う若者の負担を少しでも軽くするために、卒業後にも返済支援助成を申請し、受けられるように、条例の設置目的の一部改正するものです。

区が、審議会で継続して審議していると言いながら、1年が経過する中、一向に方向性を明らかにしないために、議会側から若者を応援するために提出をしました。

付託された文教委員会では、公明党議員が、条例に盛り込むと、育英資金を積立基金を財源にすることになる。要綱にすれば、一般財源の活用になると言い、否決と言いつち、自民党議員は、対象目的とそぐわない、都民ファーストの議員は、基金の使い方を理由に否決しました。これは二重三重に間違いがあり、議論になり得るものではありません。

第1に、育英資金積立基金条例と今回提案している育英資金条例は別物であり、育英資金条例では財源について一切触れていないのに、それを理由に否決しているということで、理由にも値しません。現行の返済支援助成金の財源を基金としている財源を基金としている規定の方を削除するような条例改正を上程させていただき、補助要綱を制定して一般会計から助成する形を考えているという誤解を招く区側の答弁を局解して、反対のための反対理由にしていると思えません。

第2に、本案どおり社会人対象の返済支援助成を盛り込んだからといって、育英資金積立基金だけを財源にしなければいけないわけではなく、要

綱にすれば、一般財源活用になるという言い分そのものが間違っており、自治体財政論を分かっている者の言い分ではありません。特定目的基金は、その目的のために活用しなければなりません、その特定目的に一般財源を活用することを禁止するものではなく、実際に他の特定目的基金でも一般財源も活用しているし、要綱にすればなどというものではありません。この論で行けば、学校改築、公共施設の改修、学校ICT環境整備、環境災害対策など、特定目的基金に規定されているものは、全て要綱にして基金で賄わなければならないということになりますが、そんな珍論はありません。

第3に、対象目的がそぐわないというのは、現行の返済支援助成も、申込みは学生時代であっても、実際の助成は社会人になって以降であり、現条例で行っている返済支援助成を否定することになります。今回仮に行政側からも条例改正案が出され、2種類を同時に審議しているのであれば、そういった議論もあり得ますが、そうでない中、対象目的がそぐわないというならば、積極的に現条例修正案を出すべきであり、そのようなことでもせぬに否決することは、反対のための反対としか言いようがありません。

今回の条例改正案の審議では、区が今後、返済支援助成を条例から抜き出して、社会人も含めて要綱で実施するという報告事項を同時に受けました。全体として、区側の誤解を招く表現をうのみにし、行政をチェックする議会の機能を果たすことよりも、我が党が提案した改正案を否決することに終始した態度としか思えず、残念でなりません。

さきに述べた育英資金条例とは別の育英資金積立基金条例等の課題をあたかも混同する議論もそうすけれども、区側の社会人向け返済支援助成

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のやり方、考え方では、100万円の返済支援にならないというチェックすらできていないのです。区の返済支援助成の仕組みは、5年間にわたり40万円を上限にして返済した額の半額、上限20万円を助成するというものです。しかし、実際の社会人の返済月額額は、1万5,000円から2万円で、長期にわたり返済を余儀なくされていることが特徴で、40万円の上限には到達しないため、ほとんどの若者が合計100万円の返済支援を区の枠組みでは受けられません。しかも、我が党の西の原議員が学生支援機構に問い合わせたところ、5年にわたり月三、四万円の月額返済とし、年40万円ずつ返済するなどというのは非現実的だと回答を受けているのです。我が党が提案したとおり、一括で支給した金額を繰上げ返済する方が、現実的だと指摘を受けているのです。

条例審議の冒頭で、社会人返済支援助成を我が党は本定例会の代表質問で求めている旨の発言がありました。この議論や提案は、1年以上前から行っているものであり、後追い質問の感は否めませんが、社会人返済支援助成を必要とするならば、少なくとも今回の条例提案については、否決という態度ではなく、継続審議とするべきではありませんか。

かつて子どもの医療費助成の拡充など、議員提出議案を出し、議論したときには、歴代の自民党、公明党などの与党は、継続審議とし、最終的に区側が同様の提案をした際に、議員提出議案を取り下げるということがよくありました。今回の自民、公明、都民ファーストの与党の態度は、かつての区議会与党と比べても、非常に残念な態度です。区民から見れば、議会として立法権限を活用して、積極的に議論を進めることよりも、党利党略を優先したようにしか映りません。

我が党は、どの党が出した提案であっても、よ

いものには賛成する一貫した態度を取り、力を合わせて前に進めていく姿勢を貫いていますが、否決と言い放った与党にそういった姿勢が見られないのは残念でなりません。

区民、若者の切実な声、実態から提案したものを理由のない理由で否決することは、区民の願いを否定する姿勢と言わざるを得ません。

以上をもって育英資金の返済支援の対象に卒業後の若者社会人を加えるための条例改正を反対し否決することに反対をし、可決を強く求めまして、討論といたします。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について委員会の報告は否決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり否決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第40を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

6 受理番号 15 音楽溢れる足立区にする請願  
受理番号 2 羽田新飛行ルート中止をするよう国へ意見書の提出を求める陳情

○ただ太郎議長 本件につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

受理番号2について発言の通告がありますので、これを許します。

15 番山中ちえ子議員。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[山中ちえ子議員登壇]

○山中ちえ子議員 受理番号2 羽田新飛行ルート  
中止をするよう国へ意見書の提出を求める陳情、  
受理番号2の陳情について、建設委員会では不採  
択となりましたが、これに反対し、採択を求める  
立場で日本共産党を代表し、討論を行います。

陳情は、落下物の危険、墜落の危険性が科学的  
にある都心の住宅密集地上空を低空飛行する羽田  
新ルートは、万が一の墜落事故、落下事故の可能  
性から、住民の安全、命を守るため、中止させ、  
元の原則どおり、海上ルートに戻してほしいと願  
うもので、そのために、国に意見書を足立区議会  
が提出することを求めるものです。

国交省は、2020年東京オリンピックへの対  
応や首都圏の国際競争力の強化を理由に、羽田空  
港の離着陸コースを変更し、1時間当たりの発着  
回数を現行の80回から90回に拡大する計画を  
打ち出し、これまでの原則である海上ルートでは  
ない都心の住宅密集地を低空で飛行する新しいル  
ートの運行を始めました。

今回、建設委員会で初めて審議されましたが、  
公明党の議員は、固定化回避の検討会を実効性  
のあるものの形で進めていただくよう要望するの  
が一番妥当な方向性、新飛行ルートの停止は現実  
とは捉えていないので、不採択でお願いしますと表  
明しましたが、固定化回避の検討会は、もともと  
新ルートと同じ滑走路の使い方を前提にしたもの  
で、海から入り海から出るルートに基づく検討は  
されていません。つまり、残念なことに、固定化  
回避という名で、都心上空の飛行を固定化するこ  
とを検討しているのです。4年以上もこの議論を  
しながら、固定化回避検討会は、住民要求に背を  
向ける姿勢であり、実効性あるものを求めると言  
いますが、海から入り海から出るルートに基づく  
検討をしない限り意味がありません。だから、関

連各自治体で一つでも多く、新ルートの停止を求  
める意見書が上がる後押しがないと、実効性のある  
検討とはなり得ないということになります。実  
効性を固定化回避検討委員会に求めるのであれば、  
今回の陳情を採択することが重要で、早く空の安  
全を守る最も実効性のある現実的な道が開かれ  
ます。

自民党の議員については、上空をという話です。  
飛行機に限らず落下物、事故があつてからでは取  
り返しがつかないことになりまますから、そもそも  
対策をしっかりと見直さないといけないと思ってい  
ます。本当に空路に限らず、この間の八潮の陥没  
事故を含め、道路、下水道、様々なもののインフ  
ラの老朽化が目立っています。老朽化に限らず、  
安全は更に高まっていかななくてはならないと思っ  
ています。

そんな中で、まず、この陳情にも寄り添うのは  
当然だと思いますけれども、現実的に今の段階で  
この飛行ルートをなくしてしまおうということは、  
現在では厳しい、そういった意味では、固定化を  
まずさせない議論をしっかりと、経済的関連、  
国の政策的にも今現在ではでは厳しい区の立場を  
主張していく必要があると思います。

空路などのインフラ、安全・安心を確保するた  
めにも、23区の特別区長会、建設部長会、全自  
治体を巻き込んだ議論をやっていただくのが前  
提の上で、今回の内容については不採択とさせて  
いただきますとの表明でした。万が一の事故があ  
つてからでは取り返しがつかないのなら、  
不採択などと悠長なことを言っていないで、早急  
に対応するべきではないでしょうか。

広大な空域を占有し続ける横田空域の存在が、  
もともと羽田空港の過密運航の原因になっていま  
す。羽田空港は、2009年12月から4本目の  
滑走路の供用を開始するため、民間機の離着陸回

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

数が年間29万回から40万7,000回に激増しています。戦後80年にもなるというのに、米軍が首都を含む日本の空を支配し、日本の民間機が広大な横田空域を避けて飛ばなければならないということ自体、極めて異常です。政府は、全面返還交渉どころか、米軍再編の巨大経費の負担を約束して、一部の返還で済ます態度に終始しています。過密運航を解消するためには、横田空域の返還が不可欠であり、前提であるにもあるのに手つかずのままとなっており、改善も求めず付き従い、更に都心上空の新ルート撤回を区民が求めているにもかかわらず、固定化回避どころか固定化を進める検討会となっている固定化回避検討会に委ねることをもって不採択とした態度は改めるべきです。

是々非々の会については、まず、1日最大80便から130便への増便が可能となって、首都圏の国際競争力の強化が図れることは、私は日本経済にとって大変重要なことだと思います。千葉の友人と話し、従前の飛行ルートは千葉を通るわけで、今回の新しいルートは3時間程度がこの首都圏を通っていますけれども、それ以外の時間帯は、やはり従前と同じく千葉県上空を通っている。千葉県の友人からすると、県民だけが負担を強いられ、それは不公平になるではないかとの話があった。友人の話は、一理ある思う。ですから、それは、東京だけでなく、首都圏全体で議論していく問題でなかろうか。私としては、日本経済の強化というのは必要であろうと思いますから、不採択との表明でした。千葉県上空下でも、都心ルート同様に危険な兆候があるけれども、そのまま飛行を継続していることから被っているのだから、公平性の観点で、都心ルートの危険も被ることは仕方がない、我慢するべきというのでしょうか。羽田空港の過密化を改善する新飛行ルートの中止を

求める議論は、東京以外の問題を排除したものでないことは御存じだと思います。

過去の事故、インシデントから、行政、会社が何を学んでいるのか。命を守るため、かつての事故の教訓を生かした対策がきちんと取られているのか。更に、利益最優先の発想で、間違った方向に動いていないかこそ、地方議会において、区、航空会社、行政に対して厳しくチェックの目を持つことが重要となります。この視点もなく、首都圏の国際競争力の強化をとりわけ重視する姿勢では、航空業界の事故を二度と起こさないツールをいつまでたっても我が国において確立できないこととなってしまい、経済どころか人の命を守れない国になってしまいます。

陳情に関連し、住民からは幾つもの声が寄せられています。

2分に1回、頻りにジャンボ機が低空で飛んでいる、早朝にも轟音が続くことがある、そのために落ちるのではないかと怖い。轟音が聞こえてくるが、見上げれば、低空飛行していて怖いと不安の声、9月には、低空飛行調査を住民主体で行った。2分に1回飛んでいることが分かり、びっくりした。テレビで御巣鷹山の日航ジャンボ機墜落事故を取り上げていました。犠牲になった当時9歳の男の子の母親は、空の安全は願うものではなく、つくるものだと言った。印象的だった。是非、政治の力で、空の安全をつくってくださいと願いも寄せられました。

羽田空港増便に伴う低飛行ルートの新ルート中止の願いを空路の安全を求めながら、この陳情を否決することは、道理に合わないと思います。東京タワーより低い高さで、巨大旅客機が1時間に44便飛んでいく。騒音、落下物や墜落事故の危険性、大気汚染など、区民の生活が脅かされかねない事実を前に、都心上空を低空飛行する新ルー

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ト中止をするよう国へ意見書の提出を求める陳情は採択とし、ここ足立から空の安全をつくっていきましょうと各議員に呼び掛けまして、討論を終わります。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

この採決は2回に分けて行います。

最初に、6受理番号15について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

次に、受理番号2について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第41を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

5受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情外31件

○ただ太郎議長 本件につきましては、常任並びに特別委員会の各委員長から、目下委員会において審査中の請願陳情32件を、会議規則第74条の規定により、既に配付いたしました申出書のお

り、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、いずれも閉会中の継続審査に付したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第42を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

議員の派遣について

○ただ太郎議長 本件につきましては、会議規則第127条の規定により、足立・鹿沼友好自治体議員連絡協議会へ議員を派遣したいと思います。

お諮りいたします。

既に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、さよう決しました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第43、第44を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

議員提出第2号議案 足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出第3号議案 足立区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ただ太郎議長 お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑及び討論の通告がありませんので、これより本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、原案のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第45を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

議員提出第4号議案 下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援を求める意見書

○ただ太郎議長 本案について、提出者を代表し、41番鹿浜昭議員の提案理由の説明を求めます。鹿浜昭議員。

[鹿浜昭議員登壇]

○鹿浜昭議員 ただいま議題となりました議員提出第4号議案 下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援を求める意見書について、提出者を代表いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、議会運営委員会に所属す

る全議員が提出者となり、提案することに決定した次第であります。

なお、議員各位に既に配付いたしました意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

下水道事業等における地方公共団体への国の積極的な支援を求める意見書。

令和7年1月、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損が原因とされる大規模な道路陥没事故により、お一人が被害に遭われ、地域や周辺自治体の約120万人の生活に甚大な影響を及ぼした。下水道は、1990年代に建設されたものが多く、耐用年数から推察するとその多くが更新時期を迎えている状況である。

また、地方公共団体の下水道事業においては、使用料収入の減少や職員数の減少による管理・運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

一方で政府は、地方公共団体に対して官民連携により下水道の維持管理・更新を行うよう促しているが、思うように進んでいないのが現状である。上下水道をはじめとした公共インフラの整備は、住民の生命と財産に大きな影響を及ぼすため、国や地方公共団体の責任によって安全に管理する必要がある。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、地方公共団体が安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、下記の事項について早急に取り組むよう強く求めるものである。

記

- 1 地方公共団体の下水道事業に対して、相談窓口の開設や専門家派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 上下水道をはじめとする公共インフラの適切な維持管理・更新のために、地方公共団体に対し

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て積極的な財政支援を行うこと。

3 地方公共団体において技術者不足が問題となっているため、技術者不足の解消のための財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生） あて

以上のとおりであります。議員各位におかれましても、本意見書の趣旨に御賛同くださいますよう、速やかに御決定くださいますようお願いいたします。

○ただ太郎議長 質疑の通告がありませんので、お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、原案のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第46を議題といたします。

〔大谷博信事務局長朗読〕

足立区副区長選任の同意について

○ただ太郎議長 本件について、区長の説明を求めます。

〔近藤やよい区長登壇〕

○近藤やよい区長 ただいま議題となりました足立区副区長選任の同意につきまして御説明を申し上げます。

来る3月28日をもって、長谷川勝美の任期が満了となります。つきましては、後任として、勝田実を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づきまして、区議会の御同意を賜りますよう、提出申し上げました。略歴につきましては、御手元に配付のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ただ太郎議長 質疑の通告がありませんので、お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、これより本件について採決いたします。

勝田実さんの足立区副区長選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ただ太郎議長 起立全員であります。よって、勝田実さんの足立区副区長選任に同意することに決

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

定いたしました。

[賛成者起立]

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

○ただ太郎議長 次に、日程第47を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

足立区教育委員会委員任命の同意について

○ただ太郎議長 本件について、区長の説明を求めます。

[近藤やよい区長登壇]

○近藤やよい区長 ただいま議題となりました足立区教育委員会委員任命の同意につきまして御説明を申し上げます。

来る3月31日をもって、早川貴美子さんの任期が満了となります。後任として、大井欣一さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、区議会の御同意を賜りますよう、御提出いたしました。略歴につきましては、御手元に配付のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ただ太郎議長 質疑の通告がありませんので、お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、これより本件について採決いたします。

大井欣一さんの足立区教育委員会委員任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

○ただ太郎議長 起立全員であります。よって、大井欣一さんの足立区教育委員会委員任命に同意することに決定いたしました。

次に、ただいま足立区副区長選任並びに足立区教育委員会委員任命に同意いたしました方々から挨拶があります。

最初に、勝田実さんから挨拶があります。

○勝田実副区長 ただいま私の副区長の選任に皆様の御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

私は、民間企業を経て、平成2年に足立区役所に入庁いたしました。以来、様々な部署で業務を遂行する中、多くの壁にぶち当たりましたけれども、その都度、上司や先輩、同僚に支えられて、35年間務めてまいりました。また、多くの議会議員の皆様方から御指導と御鞭撻を賜りました。ありがとうございました。

また、地域の方々からも、時には厳しい御意見をいただきながらも、常に温かく見守っていただきました。

皆様方の御指導と御支援に改めて感謝を申し上げます。

今後は、副区長として区長を支え、区議会と地域、執行機関が連携をして、足立区がより多くの皆様に選ばれる魅力ある区となるよう誠心誠意努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、引き続き、御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。私からの挨拶と代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○ただ太郎議長 次に、大井欣一さんから挨拶があります。

○大井欣一教育委員会委員 ただいま御紹介いただきました大井欣一と申します。

この度は、足立区教育委員会教育委員の任命に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

際しまして、足立区議会議員の皆様方の御同意を賜り、心からうれしく思っています。ありがとうございました。

私は、加平小学校に副校長として4年間、東加平小学校に校長として6年間、そして亀田小学校に校長として6年間勤務させていただきました。管理職としての16年間をこの足立で過ごさせていただいた上に、このような機会をいただきましたこと、とても光栄に思いますと同時に、その責務の重大さを痛感しております。

足立で育てていただいた力、そして、学校現場で培ってきた経験を生かし、足立区の教育委員会の更なる発展と充実に努力してまいります。

今後も、御指導、御鞭撻のほどどうぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○ただ太郎議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

区長より発言を求められておりますので、これを許します。

[近藤やよい区長登壇]

○近藤やよい 令和7年第1回足立区議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、予算特別委員会を含む33日間にわたり、多数の重要案件につきまして、御審議の上御決定をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

また、ただいまは、副区長の選任、教育委員会委員の任命につきまして御同意を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今会期中は、議事録の未掲載、議案の撤回や答弁の修正など、議会軽視とのそしりを免れない行為が頻発したことにつきまして、区長として、改めて深く責任を感じ、この場から改めておわびをさせていただきます。

令和7年度は、新たな基本計画の下で、区制100周年へとスタートを切る重要な年でございます。4月からは、今まで係長だった職員13名が新たに課長に就任いたします。新しい体制で、私も含め、庁内一丸となって精いっぱい努めてまいりますので、議会の皆様方には、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。ありがとうございました。

○ただ太郎議長 以上で、令和7年第1回足立区議会定例会を閉会いたします。

午後4時21分閉会

議長 ただ太郎  
副議長 岡安 たかし  
議員 岡田 将和  
議員 長井 まさのり

